

甲府警察署協議会 令和4年度第4回定例会議 議事概要	
開催日	令和5年1月26日(木)
開催場所	甲府警察署2階大会議室
出席者	協議会 会長及び委員 10名 警察署 署長、副署長、課長、係長等 15名
議事概要等	<p>1 令和4年10月から12月までの業務推進状況 各課長から業務の推進状況について説明した。</p> <p>2 意見・要望の聴取及び回答</p> <p>(1) 交通課の業務説明で、歩行者妨害が原因となった交通事故が全体の16.7パーセントであったと説明があったが、これは数値としては多いのか少ないのか。</p> <p>【回答】 歩行者妨害が原因となった交通事故は、減少傾向にあり、少ないとまでは言えないが、重傷化率が高くなることから、引き続き交通取締りを強化して抑止活動をしていきたい。</p> <p>(2) ストーカーは、再犯率が高いと聞いている。そこで提案であるが、アメリカのようにストーカーの前科がある者には、位置情報端末の携帯義務を負わせるなどの措置を検討していただきたいと思う。</p> <p>【回答】 ご意見を参考にさせていただきます。</p> <p>(3) 今年、法改正によりモーター付きのキックボードの扱いが変わると聞いているが、どのようなものとなるのか。</p> <p>【回答】 モーター付きのキックボードについては、令和5年1月現在、原動機付自転車一種の扱いであるが令和5年7月から「特定小型原動機付自転車」となり、16歳以上であれば運転免許は不要、ヘルメットの着用も努力義務となり、条件付きで歩道通行も可能となる。</p> <p>(4) 犯罪被害者支援ネットワーク会員は、どのような構成となっているのか。</p> <p>また、市町村に犯罪被害者支援関係の条例制定の動きがあると聞いているが、どのような条例を策定する予定なのか。</p> <p>【回答】 犯罪被害者支援ネットワークについては、精神科医の会長を筆頭に様々な公的機関の代表等で構成され、犯罪被害者の精神的・経済的なケアを行っている。 犯罪被害者支援関係の条例については、現段階では、市に対して、一つの窓口で被害者の生活に寄り添えるような条例の制定の働きかけを行っているところである。</p> <p>(5) 暴力団立入禁止標章について、対象地域の全ての店舗が掲示していない旨の説明を受けたが、掲示していない店舗については、今後、掲示する見込みがあるのか。</p>

**【回答】**

店舗によっては、標章が店の外観に合わないなどの理由で掲示していないが、掲示の効果等を根気よく説明して、掲示を促進したいと考えている。

- (6) 全国的に命を奪われるストーカー事件が発生しているが被害者の身の安全のために、警察では、どのような対応を取っているのか。

**【回答】**

ストーカー事案やDV事案は、加害者の被害者に対する執着心が強く、検挙されることを顧みずに大胆な行動に及ぶおそれがある。そのため、警察では、事案の認知段階から、組織的に対応しており、被害者の身の安全確保のため、早期の警告や検挙、被害者への位置情報端末の貸与、加害者が知り得ない住居への転居支援などを行っている。

- (7) 駅前や平和通りをスケートボードで滑っている若者がいるが、歩行者の間近や車の間を通ったり、次第に行動がエスカレートしている。事故防止のため、パトロールして欲しい。

**【回答】**

昨年度末からパトロールを強化し、対象者への指導・警告を実施している。

また、県と市を交えて対策を検討しているところである。

- 3 令和5年における甲府警察署の業務重点  
諮問した結果、全会一致で了承された。
- 4 駐車監視員活動ガイドライン  
諮問した結果、全会一致で了承された。

会議の状況

